

令和6年度答申第17号  
令和6年7月2日

諮問番号 令和6年度諮問第12号及び第13号（いずれも令和6年6月5日諮問）  
審査庁 特許庁長官  
事件名 実用新案登録料免除申請却下処分に関する件2件

## 答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、2件の実用新案権（以下、併せて「本件各実用新案権」という。）の原実用新案権者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、本件各実用新案権について登録料の免除を求める各申請手続（以下「本件各免除申請」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、法令で定める要件を満たしていないとして、実用新案法（昭和34年法律第123号）2条の5第2項で準用する特許法（昭和34年法律第121号）18条の2第1項本文の規定に基づき、これらを却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### （1）存続期間

実用新案法15条は、実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から10年をもって終了すると規定する。

## (2) 登録料

実用新案法 3 1 条 1 項は、実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、18, 100 円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき 900 円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならないと規定する。

これを受けて、実用新案法施行令（昭和 35 年政令第 17 号）1 条は、上記の 18, 100 円を超えない範囲内で政令で定める額及び 900 円を超えない範囲内で政令で定める額は、①第 1 年から第 3 年までは、2, 100 円及び 100 円、②第 4 年から第 6 年までは、6, 100 円及び 300 円、並びに③第 7 年から第 10 年までは、18, 100 円及び 900 円と規定する。

## (3) 登録料の納付期限

実用新案法 3 2 条 1 項は、第 1 年から第 3 年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に一時に納付しなければならないと規定し、同条 2 項は、第 4 年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならないと規定する。

## (4) 登録料の免除等

実用新案法 3 2 条の 2 は、特許庁長官は、登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を免除し、又はその納付を猶予することができると規定する。

これを受けて、実用新案法施行令 2 条 1 項は、登録料の免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、申請人の氏名等を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない旨規定し、同条 2 項は、申請書には、申請人が①生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）11 条 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては、当該扶助を受けていることを証明する書面、②その他の事実を理由とする場合にあっては、所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面を添付しなければならない旨規定し、実用新案法施行令 2 条 3 項は、登録料の免除は、次項に規定する登録料の納付を猶予することができる期間内には登録料を納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、することができる旨規定し、同条 4 項は、登録料の納付を猶予することができる期間は、登

登録料を納付すべき期間の経過の日から3年以内とすると規定する。

(5) 不適法な手続の却下

実用新案法2条の5第2項で準用する特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとするとして規定し、同条2項は、前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年5月29日、処分庁に対し、考案の名称を「A」とする考案につき、実用新案登録出願（実願a）をし、同年8月16日、当該実用新案登録出願に係る実用新案権（実用新案登録第b号）について設定の登録がされた。また、審査請求人は、同年5月31日、処分庁に対し、考案の名称を「B」とする考案につき、実用新案登録出願（実願c）をし、同年12月13日、当該実用新案登録出願に係る実用新案権（実用新案登録第d号。併せて本件各実用新案権）について設定の登録がされた。

（各実用新案登録願、各実用新案原簿）

- (2) 審査請求人は、処分庁に対し、実用新案登録第b号について、令和2年8月12日、令和3年7月29日及び令和4年7月22日、第4年から第6年分までの登録料を納付し、実用新案登録第d号について、令和2年11月30日、令和3年12月13日及び令和4年11月14日、第4年から第6年分までの登録料を納付した。

（各実用新案原簿）

- (3) 本件各実用新案権の考案者である審査請求人は、令和5年3月22日、処分庁に対し、本件各実用新案権について少なくとも第7年分の登録料の免除をそれぞれ申請（本件各免除申請）した。

（各実用新案登録願、各実用新案原簿、各実用新案登録料免除申請書）

- (4) 処分庁は、本件各免除申請について、令和5年3月28日付けで、審査請求人に対し、各却下理由通知書に却下理由を「実用新案法には第4年以後の各年分の登録料の免除の申請手続はありません。（実用新案法第32条の2を参照してください。）」と記載の上、それぞれ通知し、審査請求

人は、同年4月18日、処分庁に対し、特許法18条の2第2項の弁明書をそれぞれ提出した。

(各却下理由通知書、特許法18条の2第2項の各弁明書)

(5) 処分庁は、令和5年6月20日付けで、審査請求人に対し、本件各免除申請について、上記(4)の各却下理由通知書で通知した理由により、実用新案法2条の5第2項で準用する特許法18条の2第1項本文の規定に基づき、これらを却下する処分(本件各却下処分)をした。

(各手続却下の処分)

(6) 審査請求人は、令和5年7月28日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

(7) 審査庁は、令和6年6月5日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

各却下理由通知書には、「実用新案法には第4年以後の各年分の登録料の免除の申請手続はありません(実用新案法第32条の2を参照してください。)」と記載されている。確かに、令和3年法律第42号による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)32条の2は「特許庁長官は、第31条第1項の規定による第1年から第3年までの各年分の登録料を納付すべき者が(中略)登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。」と規定しているが、令和3年法律第42号による改正後の実用新案法32条の2は「特許庁長官は、第31条第1項の規定により登録料を納付すべき者が(中略)登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。」と規定しており、「第1年から第3年までの各年分の」が削除されている。よって、「実用新案法には第4年以後の各年分の登録料の免除の申請手続はありません」との判断には理由がないから、本件各却下処分の取消しを求める。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

1 本件各免除申請は、本件各実用新案権の少なくとも第7年分の登録料の免除を申請するものであるが、法律の委任に基づき特許庁長官が裁量の範囲内

で免除対象年分を第1年から第3年までの各年分と定めているといえることから、本件各却下処分の際において、第4年以後の各年分についての登録料の免除申請手続は存在しない。したがって、本件各免除申請は、免除対象年分の要件を満たさないものであり、不適法な手続であって、その補正をすることができないものであるから、実用新案法2条の5第2項において準用する特許法18条の2第1項本文の規定に基づく本件各却下処分は適法である。

- 2 審査請求人は、上記第1の3の主張をする。確かに、実用新案法32条の2のほか、関係法令に免除対象年分の定めはないが、処分庁は、行政の裁量による機動的かつ柔軟な料金制度の変更が可能と主張する。そこで、同条が免除対象年分の定めを特許庁長官の裁量に委ねており、免除対象年分を第1年から第3年までの各年分と定めることができるかどうか、検討する。

(1) 免除対象年分の定めに関する特許庁長官の裁量の有無

まず、法律の文言をみると、免除対象年分を「第1年から第3年までの各年分」とする旧実用新案法32条の2の文言は、令和3年法律第42号により削除されたため、実用新案法32条の2は、免除対象年分を全く定めていないところ、法律が要件を全く定めていない場合には、裁量が認められる可能性があると考えられる。

また、同条が免除対象年分を定めていない趣旨について、立法過程における議論を辿ると、令和3年法律第42号による改正においては、製品のライフサイクルの短縮による収益段階の多様化や経済情勢のほか出願動向等に対応した、柔軟な料金設定をするため、産業財産権の料金体系全体の見直しが行われ、登録料については、上限額を法律に規定し、具体的金額を政令に委任したというのである（令和3年3月「特許法等の一部を改正する法律案 内閣法制局説明資料」）。登録料の免除については、政令委任に限らず、柔軟な料金設定を可能とする観点から、免除対象年分に係る文言を削除した旨も説明されている（令和3年1月8日付け内閣法制局に対する回答）。なお、立法過程における議論において、実用新案法32条の2の「政令で定めるところにより」の文言により免除対象年分の定めを政令に委任する旨の判断はなかった。

そのほか、免除対象年分の定めを含む柔軟な料金設定をするに当たっては、前記のとおり、製品のライフサイクルの短縮による収益段階の多様化や経済情勢のほか出願動向等を考慮する必要があり、特許庁長官の専門技

術的な判断が求められる性質を有する。

以上のことから、実用新案法 32 条の 2 は、免除対象年分について何ら規定せず、また、料金設定の柔軟化の観点から免除対象年分を定めるためには経済情勢や出願動向に応じた専門技術的判断が求められることなどから、免除対象年分の定めは、特許庁長官の裁量に委ねる趣旨と解される。

## (2) 特許庁長官の裁量による免除対象年分の定め

特許庁長官は、方式審査便覧 07. 61 の 1. 表 1 の 1 欄に掲げる手数料等において、同 3 欄に掲げる措置を行う旨を定め、免除対象年分を「第 1 年分から第 3 年分まで」と定めている。そして、登録料の免除を含む産業財産権の料金体系の見直しを行い、政令を改正する場合、一般に、産業構造審議会知的財産分科会における議論、財務省への協議、内閣法制局の審査、意見公募手続の実施、運用の公表及び周知等の手続を経るところ、令和 3 年法律第 42 号による改正に際して同分科会の小委員会が開催されたものの、免除対象年分の拡大については議論されておらず、そのほかの手続においても同様であることから、特許庁長官は、免除対象年分の変更を予定していなかったものと認められる。そうすると、本件各却下処分の時点において、実用新案法 32 条の 2 の委任に基づく行政裁量により特許庁長官が定めていた免除対象年分は、第 1 年から第 3 年までの各年分であり、免除対象年分の定めに係る特許庁長官の裁量判断に不合理な点はなく、第 4 年以後の各年分についての登録料の免除申請手続は存在しなかったといえる。

なお、特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 22 版〕」1027 ページには、「令和三年の一部改正において、三一条一項が改正されたことに伴い、減免期間を政令に委任することとした。」との記載がある点について、処分庁から、当該解説書の記載は令和 3 年法律第 42 号による改正当時の考え方であり、その後、関係政令の整備を進める過程で政令においては減免期間を明記しないこととしたが、当該解説書と条文だけを見たユーザーが制度を誤解するおそれがあることも否定できないとして、準備が整い次第、速やかに当該解説書の更新を行い、ホームページ等により周知を図る予定である旨の回答があった。当該解説書自体は、前記立法過程における議論そのものには該当しないものの、少なくとも当時の特許庁長官の公的な見解を示したものとして、任意に、政令で定めることを予定したかのような記載で公表されているため、実際とは異なる記載に

ついてユーザーに誤解を生じさせないように、速やかに更新等を行う対応は妥当である。

- 3 本件各却下処分は、その理由の内容から上記の趣旨を読み取ることが困難であると考えられることから、以下、職権により検討する。まず、実用新案法55条4項において準用する特許法195条の3は、行政手続法（平成5年法律第88号）2章及び3章の規定は、適用しないと規定していることから、理由の提示を求める同法8条の規定は、本件各却下処分には適用されない。そして、実用新案法2条の5第2項において準用する特許法18条の2第2項の規定に基づき、不適法な手続を却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明書を提出する機会を与えなければならないものの、同条1項の規定に基づく手続却下処分について、理由の提示を求める文言は存在しない。そのため、当該手続却下処分を通知する書面に処分の理由を提示することは、法律上、必ずしも要請されているわけではない。

したがって、本件各却下処分が、各却下理由通知書を引用する方法で理由を記載したことや、各却下理由通知書記載の理由が不十分であったとしても、本件各却下処分の瑕疵とはならない。

しかしながら、法律上の要請がなくとも、処分の相手方に対して、処分の理由を通知し、理解が得られるようにすることは望ましく、処分の相手方が納得しさえすれば、する必要のなかった審査請求を避けることができるという意味で争訟経済にも資する。本件においては、各却下理由通知書の理由では上記の趣旨を読み取ることが困難であると考えられるほか、特許法18条の2第2項の各弁明書の記載を全く考慮していないのではないか、という疑義も抱かせかねないものであるから、前記の結論を左右しないとしても、本件各却下処分において理由の記載を充実することが望まれた。

以上のことは、本件各審査請求を通じて、処分庁に認識され、反省と改善の意向が示されているところである。

- 4 以上のとおり、本件各審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年6月5日、審査庁から諮問を受け、同月6日及び同月27日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年6月17日、主張書面及び資料の提出を受けた。

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、各審査請求書の受付（令和5年7月28日）から本件諮問（令和6年6月5日）までに10か月以上の期間を要しているところ、特に、①各審査請求書の受付（令和5年7月28日）から審理員指名（同年8月28日付け）まで1か月、②弁明書の受付（同年10月20日）から処分庁に対する質問書の送付（令和6年3月11日付け）まで4か月半以上を要している。

このような期間を要したことについて審査庁は、①は、本件固有の特段の事情はないが、実用新案登録料の免除申請に係る手続却下処分に対する審査請求であり、処分庁からの情報の取り寄せ、確認に通常より時間が掛かっており、今後は迅速な手続となるよう、計画的な案件の管理に努める、②は、審理員は、令和5年10月23日付けで、審査請求人に対し、反論書等の提出期限を同年11月22日までと通知し、反論書等の提出を約1か月待ち、また、過年度の法令改正に係る経緯の調査等に時間を要したとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえると、①は、審理員の指名手続は、形式的な手続であることから、速やかに行うべきものであり、②は、審査庁の質問書については、内容が弁明書と逐条解説書との記載の違いに関するものであり、質問に当たっては法令の改正経緯を踏まえる必要はあるものの、逐条解説書の記載は、審査請求があつてからすぐに確認すべきものであることを考慮すると、必要以上に時間がかかっているといわざるを得ない。審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- (2) 上記で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件各却下処分の適法性及び妥当性について

- (1) 実用新案法32条の2は、特許庁長官は、登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を免除し、又はその納付を猶予することができる」と規定し、これを受けて、実用新案法施行令2条1項は、登録料の免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、申請人の氏名等を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、申請書には、申請人が①生



活保護法の扶助を受けていることを理由とする場合にあっては、当該扶助を受けていることを証明する書面、②その他の事実を理由とする場合にあっては、所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面を添付しなければならない旨規定し、同条3項は、登録料の免除は、次項に規定する登録料の納付を猶予することができる期間内には登録料を納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、することができる旨規定し、同条4項は、登録料の納付を猶予することができる期間は、登録料を納付すべき期間の経過の日から3年以内とすると規定する。

これら法令を踏まえると、実用新案法32条の2の委任を受けた実用新案法施行令2条は、申請に必要な手続として、①登録料の免除に係る申請書の記載事項及び当該申請書の特許庁長官への提出義務（同条1項）並びに、②生活保護法の扶助を受けている者等が申請する場合に必要な申請書の添付書面（同条2項）を規定し、また、特許庁長官による登録料の免除が可能な要件については、資力要件（登録料を納付すべき期間の経過の日から3年以内に納付が著しく困難であると認められる場合に限定）についてのみ規定（同条3項及び4項）し、それ以外の要件については規定していない。そうすると、その他の要件については、登録料免除の可否判断を行う特許庁長官の合理的な裁量に委ねられていると考えるのが相当である。

- (2) 当審査会の求めに応じて提出された特許庁長官が定めた運用基準である方式審査便覧07.61（改訂令和2・4）をみると、「1. 減免又は猶予の要件及び内容」として、「「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄の要件に該当する者が減免又は猶予に係る申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第3欄に掲げる措置を行う」と規定し、表1の第1欄「手数料等」として、「（2）第1年分から第3年分までの実用新案登録料」と、同表第2欄の「要件」として、「ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること」及び「イ. 市町村民税が課されていないこと」と、同表第3欄の「措置内容」として、各要件に対応して「免除」と規定されており、第4年分以降の実用新案登録料の免除に関する規定は存在しない。

上記方式審査便覧の規定の妥当性について検討すると、まず、工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第22版）において、実用新案権の登録料について規定している実用新案法31条の解説によると、「本条は登録

料の上限額を定めたものであり、特許法百七条の〔趣旨〕参照」とあり、特許法107条の解説によると、実用新案権に係る登録料の納付先であって、産業財産権行政の運営経費である特許特別会計については、「収支相償の原則に基づき、必要な費用を受益者の負担により賄う制度である。料金の全体的な水準は、収支見通し、特許制度の利用状況、諸外国での料金水準等を総合的に勘案し、種々の料金全体として産業財産権行政に関する総経費を支弁するように設計されており」とされている。

次に、同解説によると、特許料について、以前は累進制を政策的に選択し、表形式で規定していたが、「技術の進展により製品ライフサイクルが短縮化するなど、事業の収益化までの期間は多様になり、また、特許特別会計の財政状況に鑑み、柔軟に特許料の金額を引き下げること等を可能とすることでそれにより利用者の利便性を向上させることが必要となっている状況に鑑み、令和三年の一部改正において、当該表を削除し、上限額のみを法定した上で、具体的な特許料の金額は、政令（特施令八条の二）で定めることとした」とされている。実用新案権の登録料も同旨であることから、当該登録料を柔軟に政令で規定できるようにしたと考えられ、実用新案法31条を受けて政令でどのように定められているかみると、実用新案法施行令1条は、実用新案権者等は、登録料として、一件ごとに、①第1年から第3年まで、②第4年から第6年まで、③第7年から第10年までの各段階で累進的に増加する額を納付しなければならない旨規定する。

上記特許特別会計の制度趣旨、実用新案権の登録料の性質を踏まえると、免除対象年度分の範囲は、特許特別会計の収支状況等により政策的に決定される事柄であり、特許庁長官が、方式審査便覧において、当該範囲を実用新案権の維持期間である全10年分のうち初期の第1年分から第3年分までと定めることは、不合理であるとはいえない。

- (3) 以上を踏まえると、本件各免除申請は、本件各実用新案権に関して、免除対象でない年分の登録料を対象にされた不適法な手続であってその補正をすることができないものである。

したがって、本件各却下処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査庁が上記第2の3で指摘するとおり、本件各却下処分の理由付記については、実用新案法55条4項において準用する特許法195条の3により、行政手続法第2章（申請に対する処分）の規定は、適用されないものの、処分理由が不明確である場合、処分の名宛人が、行政処分に

対して適正に不服を訴えることが困難になることから、処分通知書等に処分理由を明確に記載することが望ましく、処分庁が改善の意思を示していることから、今後の改善に期待したい。

### 3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 吉 | 開 | 正 | 治 | 郎 |
| 委 | 員 | 佐 | 脇 | 敦 |   | 子 |
| 委 | 員 | 中 | 原 | 茂 |   | 樹 |